

# さぬき市公共交通運行継続特別支援金交付事業

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に加え、燃料高騰により経営環境が厳しくなっている公共交通事業者の安全・安心な運行の継続等を支援します。

## 1 支援対象者

次に掲げるいずれにも該当する者とします。

(1) 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 路線バス事業者・市内に営業所を有し、一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営む者で、本市及び他の市町の区域（高速道路を除く。）を含む区間（以下「対象運行区間」という。）において路線定期運行を行うもの

イ タクシー事業者・市内に営業所（個人事業者にあつては、住所）を有し、タクシー事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営む者

(2) 令和4年10月1日（以下「基準日」という。）前から上記ア又はイに掲げる事業を継続しており、申請日時点で休止し、又は廃止していないこと。

(3) 業種別ガイドライン等に沿った適切な新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じており、かつ、今後も感染防止対策を講じた上で事業を継続する意思がある。

## 2 支援金の額

支援対象者	支援金の額
路線バス事業者	基準日において対象運行区間における路線定期運行に使用している事業用車両（定員11人以上のものに限る。）数に5万円を乗じて得た額
タクシー事業者	基準日において市内の営業所に配置している事業用車両（定員11人未満のものに限る。）数に2万5千円を乗じて得た額

## 3 申請期間

申請期間：令和4年10月13日（木）～令和4年12月28日（水）まで <消印有効>

## 4 申請に必要な書類等

(1) 公共交通運行継続特別支援金申請書兼請求書（様式第1号）

※ 上記様式は、さぬき市ホームページからダウンロードしてください。

（「サイト内検索」に、「公共交通運行継続特別支援金」と入力して検索ください。）

## (2) 添付書類

- ① さぬき市公共交通運行継続特別支援金交付要綱第2条第1項第1号ア又はイに掲げる事業を  
経営していることを証明する書類の写し（例：許可証の写し）
  - ② 交付対象の事業用車両の自動車検査証の写し
  - ③ 交付対象車両であることが確認できる書類の写し（路線バス事業者のみ）
- ※ その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

## 5 申請方法

下記6へ郵送、または、都市整備課窓口（さぬき市役所本庁舎2階）に提出してください。

※ 窓口提出の受付は、業務時間内のみとなります。

## 6 提出先・問合せ先

〒769-2195

さぬき市志度 5385 番地 8

さぬき市都市整備課「公共交通特別支援金」係

電話：087-894-1113、FAX：087-894-4440、E-mail:toshikeikaku@city.sanuki.lg.jp

業務時間：8:30～12:00・13:00～17:15（土・日・祝日の閉庁日を除く。）

## 7 その他

支援金の申請に当たっては、さぬき市公共交通運行継続特別支援金交付要綱を十分にご確認ください。